

## 福岡こども短期大学における競争的資金等取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、福岡こども短期大学（以下「本学」という。）における競争的資金等の取扱いに関して、適正に管理・運営するために必要な事項を定める。

### (適用範囲)

第2条 競争的資金等の管理・運営については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定め若しくは学内規定のほか、この規程によるものとする。

### (定義)

第3条 この規程において「競争的資金等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 研究者が研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金
- (2) 研究者又は研究グループが公募により資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者の所属機関の間で委託契約が結ばれる委託費（再委託契約によるものも含む。）

### (責任と権限)

第4条 本学の競争的資金等を適正に管理・運営するために最高管理責任者、統括管理責任者、資金管理責任者及び部局管理責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的資金等の管理・運営について最終責任を負うものとし、本学の学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の管理・運営について全体を統括する責任と権限を持つものとし、本学の学科長をもって充てる。
- (3) 資金管理責任者は、競争的資金等の管理について実質的な責任と権限を持つものとし法人本部の経理部長をもって充てる。
- (4) 研究管理責任者は、競争的資金等による研究事業の管理・運営について実質的な責任と権限を持つものとし、本学の教務部長をもって充てる。
- (5) 最高管理責任者は、統括管理責任者、資金管理責任者及び研究管理責任者が責任をもって競争的資金による研究事業並びに競争的資金の管理・運営が行えるよう、適切に指揮・命令をしなければならない。

### (不正防止計画の策定)

第5条 統括管理責任者は、競争的資金等を適正に管理・運営し、不正を発生させないために、その諸要因を明らかにした不正防止計画を策定するものとする。

2 統括管理責任者は、前号の不正防止計画を公表しなければならない。

### (不正防止計画の推進)

第6条 本学の競争的資金等を適正に管理・運営する組織として、最高管理責任者の下に不正防止計画の推進を担当する部署を設置する。

2 不正防止計画の推進部署は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 事務長
- (2) 最高管理責任者が指名する職員

3 不正防止計画の推進部署は、不正防止計画の推進に当たり、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 競争的資金等の管理・運営に係る実態の把握・検証及び不正発生要因に対する改善策に関すること。
- (2) 行動規範の策定等に関すること。
- (3) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

4 不正防止計画の推進に係わる事務は、庶務課において処理する。

(相談窓口の設置)

第7条 本学における競争的資金等に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を教務課に置く。

2 相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務処理手続きに関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口の設置)

第8条 本学における研究活動の不正行為等に適切に対応できるようにするため、通報窓口を庶務課に置く。

2 通報窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(経理事務の準拠)

第9条 競争的資金等に係わる契約、旅費支給、給与・謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定めのある場合のほか、会計規則等の規定に準じて取り扱うものとする。

(検収)

第10条 本学における物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行うため、物品納入責任者を置く。

2 物品納入責任者は教務部長とし、納入書等の提示を受けたときは、契約書・仕様書等に従って適正に検収を実施しなければならない。

(取引停止)

第11条 学長は、研究費の不正使用に関与したとして認定した業者に対して、その不正の程度に応じて一定の期間、本学との取引を停止することができる。

(内部監査)

第12条 本学における競争的資金等の適正な管理・運営を期すため、内部監査を担当する部署を法人本部に置き、学校法人都築育英学園経理規定に準じて監査を実施する。

2 内部監査を担当する部署は、前項に規定する監査のほか、競争的資金等の適正な管理・運営についてモニタリングを実施するものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。